|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ぜひこの機会に諏訪商工会議所へご入会いただき、事業活動にご協力ください。令和２年度(繰越)　諏訪市「家族ＤＥ行こう諏訪の店」スマイルクーポン事業(通称)諏訪市飲食店「応援 クーポン」取扱い飲食店 登録について諏訪市では､新型コロナウイルス感染症の影響により依然として売上が大幅減少となっている飲食店向けの支援と地域経済縮小も抑止していく施策として「クーポン券（割引券）」【通称＝応援クーポン】の発行を行います。令和3年6月18日以降の新規登録については、「クーポン券の配布なし・利用のみ可」の条件を承諾いただいた店舗にて、取扱店として登録いただけます。店舗登録に関するお問合せ ＝ 諏訪商工会議所　TEL.52-2155　　　　　　クーポン券発行に関するお問合せ ＝ 諏訪市経済部商工課　TEL.52-4141**１．事 業 概 要**＊この案内は、令和３年6月18日時点のものです。＊本紙は募集要項につき、登録店舗へは別途、登録店向けの要綱を送付いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 発行：運営 | クーポン発行：諏訪市　　　事業運営：諏訪商工会議所事業協力：諏訪市飲食店組合連合会、諏訪地区タクシー組合 |
| 発行総額 | 1,500万円　３００円クーポン券×５万枚補正750万円　３００円クーポン券×２.５万枚（6月追加発行） |
| 発行内容 | ・店内飲食またはテイクアウト代金１,０００円(消費税込み) の飲食毎に、３００円のクーポン券を進呈。　【テイクアウトのみ･仕出しのみの事業者は、今回の事業対象外です】・当クーポンは、次回のご来店(店内飲食)や、他の登録店での店内飲食の割引券として、また、タクシー割引券として利用できます。・実施期間 【コロナ感染状況により変わる場合があります】※５月２８日（金）　から　８月３１日(火)　まで。但し、各店舗での配布はクーポン券の在庫が無くなり次第終了。**・発行総額の都合上、6月18日(金)以降に新規登録された店舗には****クーポン券の配布は行いません。お客様が持参したクーポン券の割引のみ可。** |
| **※** **該当する****店舗**別紙申込書に✔ | ①店内に客席が有り、店内飲食としてお客様の注文を受けてから調理･ 加工して提供している、諏訪市内にある飲食店。②長野県の「新型コロナ対策推進宣言」の店として登録し、ポスター・ステッカーを店頭に掲示しており、現在も感染防止に向け取組みを遵守している。③諏訪市作成の「取扱い飲食店セルフチェックシート」（本紙3頁･4頁）の項目を確認･記入し、未達成の項目がある場合は、当事業開始までに改善に向けて取り組む意思がある。　　 　**上記、　①②③　全てが該当していること** |
| 該当しない店舗 | ・上記に該当しない。　　　　・実店舗が無いこと。・小売店内にイートイン（休憩スペース）だけある　（調理済み商品を小売りしている）。・宿泊施設内にある飲食施設、または同施設内で提供する料理。・飲食業として「許可番号」を有していない店舗。・テイクアウトのみ、または移動販売のみの店舗、または実店舗がない。 |
| 事務局から店舗への配布 | **【令和３年６月1８日以降に新規登録を希望する店舗】****・発行額に限りがありますので、６月１８日以降の新規登録店にはクーポン券の配布をおこないません。**・お客様が持参されたクーポン券に限り、総額代金から券面金額を値引いて精算してください。 |
| お客様への「クーポン券」進呈と、お客様の「クーポン券」利用について | ・店内飲食した後に、お持帰り（テイクアウト）も注文した場合、精算は分けなくて結構ですが、お客様に渡すクーポン券は、店内飲食代金に相当する枚数としてください。例①：店内飲食３,000円で、その場でテイクアウト1千円の場合は、クーポン券4枚進呈。例②：店内飲食500円で、その場でテイクアウト5千円の場合は、クーポン券5枚進呈。・クーポン券の利用は、総額から券面金額を値引いてご精算ください。お客様が精算に当クーポン券を使用されても、さらに、その場で当日の総額1千円毎にクーポン券を1枚進呈してください【現金と同じ扱い】。**②店内飲食・テイクアウト**①取扱店要項、ポスター、クーポン配布登録店舗⑤換金請求**③**クーポン贈呈商工会議所**④**クーポン利用⑥送金 |
| 換金手続き | ・換金受付期間は、令和３年６月１日(火)～令和３年９月１６日(木)・負担金や送金手数料は不要、額面通りお支払いします。・振込日(入金日)は、毎月１０日または２５日の月２回のみです。・お支払は貴店が登録される金融機関口座へ直接お振込みです。飲食組合経由の精算や、現金支払いは出来ません。 **※　詳細は、取扱店舗向けに別途ご案内します**　 |
| その他注意事項 | ・お客様が利用したと見せかけた自己精算(不正換金)の可能性に関しては、同規模･同業者の精算額と比べて、疑わしい事案については調査させていただき、換金を保留させていただきます。・明らかな不正と判明した際には、店舗名をホームページで公表し、当該店の利用中止と、同様の施策が今後ある際にも登録できません。・官公署からの資料提供依頼にも応じています。クーポン券の配布や利用枚数に相応した売上があると見なされますので、正しい経理処理をお願いします。 |
| 取扱店舗の周知 | ・利用できる取扱店舗の情報については、「取扱店舗一覧」印刷物（4/19申込み締切分まで）配布と諏訪商工会議所ホームページ等で掲載します。 |
| お申込み | ・お勧めメニューの価格は、10％税込みの価格としてください（4/1から総額表示義務化）。・当初締切の4月19日を過ぎた店舗は、早急に申込書・写真データを諏訪商工会議所へご提出ください。順次ホームページへ掲載いたします。 |
|  |

 |

店舗登録のお問合せ･お申込み、　諏訪商工会議所　TEL.５２-２１５５、FAX.５７-１０１０

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 0618非会員向け様式（別紙） | **「諏訪市飲食店応援クーポン券」取扱店申込書** | クーポン券配布なし |
| 申込書・写真データ提出先 suwa@smart**.**jcci**.**or**.**jp |
| ①諏訪市内にある店内での飲食店 **：**　 □はい　　　　□いいえ「はい」にチェックが無い場合は、受付できません②長野県の「新型コロナ対策宣言の店」 ： 　□はい　　　　□いいえ③諏訪市「取扱い飲食店セルフチェックシート」記入 ：　 □はい　　　□いいえ④要項の記載事項（クーポン券の配布なし等）を理解した　：　 □はい　　　□いいえ当店は、※上記４項目全て「はい」です。　取扱店として申込みます。　　**【登録店舗名等 記入欄】**統一様式のため勝手に枠を増やしたり､指定以外の記載は受付できません |
| 業種 区分Ⓐ～Ⓓ **１つ**だけ選択 | Ⓐ　和食･　居酒屋 | Ⓑ　洋食・フレンチ　・イタリアン | Ⓒ　中華･焼肉　　・ラーメン | Ⓓ　スナック・　　　　バー、喫茶 |
| 店舗名（利用店一覧に記載） |  |
| **店内飲食の****お勧めメニュー**※　３品まで記載可(税**抜**価格は､掲載しません) | ① | 税**込** 円 |
| ② | 税**込** 円 |
| ③ | 税**込** 円 |
| **お店のＰＲ**※30字以内30字超は､掲載しません |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 |
| **店舗** **営業時間** |  | **定休日** |  |
| **店舗** **所在地** | 諏訪市  | 店舗ＴＥＬ |  |
| **写真掲載** | □１枚あり | **←** メールに添付して､申込書提出と同日内に送信してください | □なし |
| **URL**※HPにリンク | http  |
| **【 以下、記入必須／非公開 】※必須** |
| 担当者名 |  | 連絡先ＴＥＬ |  |
| 振込先金融機関※諏訪市内に支店のある金融機関 | 銀行信用金庫信用組合 | 　　支店 | 普通当座 | 口座番号（右寄せ） |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（フリガナ） |

■申込先：諏訪商工会議所　FAX：52-2155

　 　　 Mail: suwa@smart.jcci.or.jp

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務処理欄 | 受付： | 入力： |

保健所へ申請した

客席数

席